

証券コード 3135

平成27年9月14日

株 主 各 位

東京都墨田区亀沢三丁目3番14号
株式会社マーケットエンタープライズ
代表取締役社長 小林 泰士

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月29日（火曜日）午後1時
2. 場 所 東京都中央区京橋三丁目1番1号 東京スクエアガーデン5階
東京コンベンションホール 中会議室 I
3. 目的事項
報告事項 第9期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

以 上

本株主総会における会議の目的事項は、上記のとおり報告事項のみとなりますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.marketenterprise.co.jp>）に掲載させていただきます。

また、本株主総会ご出席者様へのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、政府の積極的な経済政策の効果が波及し、円安・株高が進み、企業収益および個人消費の改善が見られた一方で、欧州における債務危機、新興国の成長鈍化等の影響もあり、全体としては緩やかな回復基調となりました。

当社は、ネット型リユース事業（販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売）を展開しておりますが、当社が対面するリユース市場、EC市場の状況は、それぞれ以下のとおりであります。

(リユース市場について)

シェアードエコノミーの思想が徐々に浸透し、商品の購買活動にあたって当該商品の売却を考えて購入している消費者が特に若年層に多く見られるようになっております。そのことによりリユース品の売買が徐々に一般的なものとなり、結果としてその規模は2013年度で約1.5兆円（前年度比9.7%増）と推計されており、近年においてはその市場規模は拡大を続けております。

(EC市場について)

スマートフォン、タブレットといったスマートデバイスの普及により、インターネット利用者が老若男女問わず様々な世代に拡大したことから、EC市場も拡大の一途を辿っており、経済産業省の調べによると、一般消費者向けECの市場規模は2014年度で約12.8兆円（前年度比14.6%増）となっております。

(リユース市場×EC市場について)

環境省の調べによると、リユース品の購入経路は、2009年度においてはリユースショップの店頭が50.0%を占めておりましたが、近年ではそのシェアが逆転し、2012年度においては、購入経路の54.0%がインターネット経由（インターネットオークション：28.7%、インターネットショッピングサイト：25.3%）となっており、過半を占める状況となっております。

この背景として、特に近年では、EC市場の拡大に伴い多種多様な価格比較サイトが台頭し、インターネットにおける物品の売却・購入においては消費者の価格比較が常態化しており、価格優位性に優れるリユース商品が消費者に選択される機会が多くなってきていることが挙げられます。この流れを受け、これまで新品を中心に扱っていた主要なECサイトが、新品とリユース品を併売する傾向を強めております。これまで日本のEC市場は新品が牽引していましたが、今後は新品に加えてリユース品が牽引役となり、マーケットプレイスにリユース商品を安定供給する事業・サービス会社（リユース事業会社、出品代行会社、価格情報提供・分析会社等）の役割が重要になっていくと考えられます。

そのような市場環境下、当社は「More Reuse! ～ もっとリユースを身近に!～」をビジョンに掲げ、リユース品の売買に伴う不透明感を、買取商品の事前査定や販売商品への保証サービス等、各種サービスの拡充によって低減し、顧客に対して安心感・信頼感を提供してまいりました。

このことが当社の業容拡大の大きな一因となっており、以下、当社の事業であるネット型リユース事業について、リユース商品の仕入と販売に分けてその内容を記載いたします。

・商品仕入（「高く売れるドットコム」）

総合窓口サイトである「高く売れるドットコム」をフラッグシップサイトとして、直近日現在26の買取専門サイトを運営しております。また、買取の手法としては、「宅配買取（宅配便にて商品を受領する方法）」、「店頭買取（直接、店頭にお持込いただく方法）」、「出張買取（顧客宅へお伺いし、商品を受領する方法）」の3つの手法を採用しております。

店頭買取及び出張買取については、東京・横浜・埼玉・名古屋・大阪・福岡と全国6拠点のリユースセンターを配備することで広範囲の顧客に対応が可能となり、宅配買取については配送費を当社で負担する等、顧客にとってサービスが利用しやすい仕組みを構築することによって、当社にとっても効率的な商品仕入が可能となっております。

・商品販売（「安く買えるドットコム」）

ヤフー株式会社が提供するインターネットオークション、「ヤフオク！」をはじめ、Amazon、楽天、eBay等、著名なEマーケットプレイスに「安く買えるドットコム」の屋号にて出店し、商品を販売しております。

リユース商品の販売は、新品の商品とは異なり、同じ商品でも状態がひとつひとつ異なります。このため、インターネットでリユース商品を購入する消費者は、店頭にて目や耳で実際に商品を確認するのは違い、商品の写真や、説明文を読んだ上で価格を踏まえて購入を決めることとなります。したがって、インターネットでのリユース商品の販売は、いかに商品の写真や説明文で消費者に訴えかけるか、適正な販売価格を設定するかが重要となります。当社ではこれら商品の写真撮影のノウハウや販売価格の設定方法等、販売する上での重要事項を標準化し、体系化したマニュアル「スタンダードブック」を作成し、全従業員へ浸透・徹底させることで、リユース商品の販売ノウハウを個人の能力に依存することなく、当社全体で共有しております。

また、販売商品に対して、動作保証（初期動作不良時の全額返金保証）、修理保証（使用時の故障や不具合等に対する修理保証）、買取保証（一定の条件下での商品買取保証）といった、顧客が必要に応じて選択できる付加サービスを用意することで、リユース品に対する不安感を緩和し、安心してリユース品を購入できる環境を構築しております。

当事業年度におきましては、商品保証サービスの拡充や大手企業との事業提携、新規拠点の開設による仕入エリアの拡大等により売り手、買い手双方の顧客満足を追求する一方、社内施策として業務プロセスの高品質化と標準化を推進した結果、売上高は3,988,688千円（前期比35.6%増）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、商品仕入れに係わるマーケティング活動の効率化をはじめ、自社開発の基幹業務システムの更なるブラッシュアップ等により、より筋肉質な体制構築を進めた結果、売上高比率が前期比4.3ポイント減の41.6%となり、1,660,677千円（同23.0%増）となりました。

利益面におきましては、当社における他の取扱商材に比し、販売単価が高く売上総利益率の低いブランドバッグ、時計等の取り扱いを本格的に開始したことにより、売上総利益率が前期比1.2ポイント低下し47.6%となったものの、販売費及び一般管理費の効率的な費消が奏功し、営業利益は237,683千円（同182.8%増）、経常利益は227,508千円（同162.2%増）となり、結果、当期純利益は136,739千円（同19.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の合計は、18,503千円であり、主な内訳は、埼玉リユースセンターの新規開設による建物の増加7,188千円や、業容拡大による車両の増加6,777千円であります。

(3) 資金調達の状況

平成26年9月12日に第三者割当増資により、204,000千円の資金調達を行いました。

当社は、平成27年6月17日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場し、公募増資により、276,000千円の資金調達を行いました。

平成27年6月25日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当増資により、89,010千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当記載事項はございません。

(5) 対処すべき課題

「ネット型リユース」（販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売）のビジネスモデルをより確固たるものとし、リユース商品の売買において売り手・買い手の顧客共に安心な環境を提供することが、当社の持続的成長には必要不可欠であると認識しております。そのために、以下3点の課題に積極的に取り組み、経営基盤を強固なものとしてまいります。

① 新サービスの創造に向けた、ITシステムの更なる強化

「More Reuse! ～もっとリユースを身近に!～」をビジョンに掲げ、インターネットに特化した事業展開を行っている当社において、消費者が日々の生活を通じてリユースをより身近に感じていただくためには、現状に加え、新たなサービスを提供していかなければならないと認識しております。現状のビジネスモデルにおいては、顧客が所有している様々な商品について当社に買取依頼をする時、もしくは商品を購入をする時しか、当社あるいはリユースを身近に感じていただく機会がありませんが、当社では、買取・販売時点以外にも、顧客接点の機会を増やすべく、新サービスを提供し、当社並びにリユースをもっと身近に感じていただきたいと考えており、そのため、更なるITシステムの強化を行ってまいります。

当社は、社内にシステム開発専属部署を設け、独自の基幹業務システムを開発から運用、保守に至るまで全て内製化を図っておりますが、これまでのITシステムへの投資については、主に業務効率化を主眼に置いたものでありました。しかしながら、加えて今後は、顧客満足を最大化するための新サービスの構築・運用に向けたITシステムに投資するために、投資の軸を変えていくべきであると認識しております。

前述のとおり、顧客に当社並びにリユースをもっと身近に感じていただくべく、その一例として、消費者が保有している商品を当社データベースに登録することで、顧客がいつでもどこでも自動的に、かつリアルタイムに当該商品の現在価値を可視化することができるアプリの開発が挙げられます。このことで、顧客にリユースを身近なものと感じる機会を創造する一方で、当社としては顧客の囲い込み（ファン化）や効率的な販促活動が可能となります。このような新サービスを提供することで、リユースプラットフォームを実現する社会的インフラの一翼を担いたいと考えております。

② 更なる成長拡大に向けた、組織体制の強化

多種多様なリユース品を取り扱う当社においては、同じ型番や年式の商品でもその状況に応じて商品価値が異なり、当然のことながらそれらの商品の「買取価格」、「販売価格」は一物一価のものとなります。一方でより多くのお客様のニーズに対応すべく、スピーディーな商品回転を目指して、買取及び販売の価格決定権限を現場社員に移譲しております。即ち、社員における日常の買取・販売に関する判断行動が色濃く当社の業績に反映されることとなります。そのため、それらの現場社員の技術向上はもとより、会社の理念や経営方針、戦略戦術をベースに現場社員をマネジメントし、組織として成果を発揮できる人材も、当社の安定的な成長には必要不可欠であります。

当社においては、日常のコミュニケーション、定期的な社内研修制度、「スタンダードブック」を通じた業務標準化等、各種施策を講じておりますが、当該施策の充実を図り、今後の成長拡大に向け、更なる組織体制の強化に努めてまいります。

③ 当社サービスの利用者拡大に向けた、顧客信頼度の向上

リユース商品を取り扱い、更にはインターネットに特化した販売を行う当社にとって、顧客に対し「利便性が高く」かつ「安心・安全な取引」を提供し続けることは、当社の成長拡大に向けて必要不可欠な要素であると認識しております。当社におきましては当該要素を満たすべく、リユース業としては珍しい「コンタクトセンター」を有し、またユーザビリティ向上のために「商品保証」や「ショッピングローン」の導入等、様々なサービスを拡充してまいりました。

当社においては、今後の更なる成長拡大に向け、顧客に更なる「安心・安全な取引」を提供すべく、いつでもどこでも、わずかな手続きで買取を依頼できたり、不安を覚えることなく利用できる、新たなサービスブランドの立ち上げ等、顧客信頼度の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第6期	平成25年度 第7期	平成26年度 第8期	平成27年度 (当期)第9期
売 上 高	1,131,374 ^{千円}	1,947,050 ^{千円}	2,940,537 ^{千円}	3,988,688 ^{千円}
経 常 利 益	11,554 ^{千円}	42,147 ^{千円}	86,759 ^{千円}	227,508 ^{千円}
当 期 純 利 益	8,013 ^{千円}	29,527 ^{千円}	114,793 ^{千円}	136,739 ^{千円}
1株当たり当期純利益	5.70 ^円	14.76 ^円	57.40 ^円	61.37 ^円
総 資 産	189,424 ^{千円}	308,042 ^{千円}	609,848 ^{千円}	1,301,065 ^{千円}
純 資 産	32,149 ^{千円}	61,677 ^{千円}	176,830 ^{千円}	882,580 ^{千円}

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、平成26年2月13日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を、また、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当記載事項はございません。
- ② 重要な子会社の状況
該当記載事項はございません。
- ③ その他
該当記載事項はございません。

(8) 主要な事業内容

事業名称	事業内容
ネット型リユース事業	販売店舗を有さない、インターネットに特化した多種多様なリユース品の買取及び販売

(9) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
本社	東京都墨田区
東京リユースセンター	東京都江東区
大阪リユースセンター	大阪府吹田市
名古屋リユースセンター	愛知県名古屋市中区
横浜リユースセンター	神奈川県横浜市港北区
福岡リユースセンター	福岡県福岡市南区
埼玉リユースセンター	埼玉県和光市

(注) 平成27年3月6日付にて、埼玉リユースセンターを開設しております。

(10) 従業員の状況 (平成27年6月30日現在)

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
82(100) 名	25(19)増 名

(注) 1. 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者は()に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 使用人数の増加は、業容拡大による、新卒・中途及び、臨時雇用者の積極採用によるものであります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	51,671 千円
株式会社みずほ銀行	79,996

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年6月17日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 9,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,534,500株 |
| (3) 株主数 | 1,388名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社WWG	800,000株	31.56%
小林 泰士	670,000	26.43
加茂 知之	300,000	11.83
Y J 1号投資事業組合	200,000	7.89
株式会社オプトホールディング	25,000	0.98
株式会社オークファン	25,000	0.98
株式会社SBI証券	18,700	0.73
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	17,300	0.68
日本証券金融株式会社	12,400	0.48
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	10,800	0.42

(5) その他株式に関する重要な事項

① 発行可能株式総数

当社は、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。その結果、発行可能株式総数が3,992,000株増加し、4,000,000株となっております。

また、平成27年4月17日開催の臨時株主総会決議による当社定款第6条の変更により、発行可能株式総数が5,000,000株増加し、9,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数

平成26年9月12日の第三者割当増資により、発行済株式の総数が510株増加し、4,540株となっております。

また、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行いました。その結果、発行済株式の総数が2,265,460株増加し、2,270,000株となっております。

当社は、平成27年6月17日に東京証券取引所マザーズ市場へ上場いたしました。この株式上場に伴い、200,000株の公募増資及び、64,500株のオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当増資を行い、発行済株式の総数が264,500株増加し、2,534,500株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等
平成26年3月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき12,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年3月2日から平成36年2月28日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く) (注) 1	11個	普通株式 5,500株	1名
社外取締役	2個	普通株式 1,000株	1名
監査役	4個	普通株式 2,000株	2名

(注) 1. 対象となる新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 当社は、平成26年2月13日付けで普通株式1株につき2株の株式分割を、また、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の「目的となる株式の数」は調整されております。

平成26年6月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき12,000円
- ③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成28年6月2日から平成36年5月14日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く) (注) 1	9個	普通株式 4,500株	1名

(注) 1. 対象となる新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. 当社は、平成27年3月11日付けで普通株式1株につき500株の株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の「目的となる株式の数」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等

平成27年3月12日開催の取締役会決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき800円
- ③ 新株予約権の行使条件 譲渡、質入れその他の一切の処分ができない
- ④ 新株予約権の行使期間 平成29年3月13日から平成37年3月11日まで

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	77個	普通株式 7,700株	34名

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当記載事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
小林 泰士	代表取締役社長	—
加茂 知之	取締役	—
今村 健一	取締役	—
浅井 慎吾	取締役	株式会社アイ・パッション 代表取締役
寺田 航平	取締役	株式会社ビットアイル 代表取締役社長
山崎 眞樹	常勤監査役	—
伊藤 英佑	監査役	伊藤会計事務所 代表 公認会計士 株式会社モバイルファクトリー 社外監査役
大井 哲也	監査役	TMI総合法律事務所 パートナー 弁護士 株式会社ジェイアイエヌ 社外監査役

- (注) 1. 取締役 浅井 慎吾氏および寺田 航平氏は、社外取締役であります。
2. 監査役全員は、社外監査役であります。
3. 監査役 伊藤 英佑氏は公認会計士の資格を有し、財務および会計に相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 浅井 慎吾氏、寺田 航平氏および監査役全員を、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役	5名	49,200千円	(うち社外	2名	1,200千円)
監査役	3名	6,000千円	(うち社外	3名	6,000千円)

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位	重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
浅井慎吾	取締役	同氏は、株式会社アイ・パッションの代表取締役であります。当社は、浅井慎吾氏が代表取締役を務める株式会社アイ・パッションとの間で人材採用に係わる広告媒体掲出等の取引関係がありますが、かかる取引の規模は軽微であります。
寺田航平	取締役	同氏は、株式会社ビットアイルの代表取締役社長であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
伊藤英佑	監査役	当社監査役就任以前に同氏との間で会計面における顧問契約を締結しておりましたが、当該期間は短期間かつ取引金額も僅少であり、監査役就任時に当該契約は解除されております。また、同氏は株式会社モバイルファクトリーの社外監査役であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。
大井哲也	監査役	同氏は、TMI総合法律事務所に所属しており、また株式会社ジェイアイエヌの社外監査役であります。当社と当該法人との間には特別の関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動内容
浅井慎吾	取締役	当事業年度開催の取締役14回中13回に出席しております。当該会議体において、経営者としての豊富な経験・知見に基づく大局的な見地から、経営全般にわたり、監督・提言を行っております。
寺田航平	取締役	当事業年度開催の取締役14回中10回に出席しております。当該会議体において、東証一部上場企業の代表取締役としての豊富な経験・知見に基づく大局的な見地から、経営全般にわたり、監督・提言を行っております。
山崎真樹	常勤監査役	当事業年度開催の取締役会・監査役会（監査役協議会含む）全てにおいて出席しております。当該会議体において、経営管理体制全般について適宜意見を表明すると共に、全拠点の往査及び取締役との意見交換を実施し、提言を行っております。
伊藤英佑	監査役	当事業年度開催の取締役会14回中13回、監査役会（監査役協議会含む）14回中13回に出席しております。当該会議体において、主に公認会計士として培った豊富な経験・知見に基づき、財務会計、内部統制の観点から、経営管理体制について提言を行っております。
大井哲也	監査役	当事業年度開催の取締役会・監査役会（監査役協議会含む）全てにおいて出席しております。当該会議体において、主に弁護士として培った豊富な経験・知見に基づき、法律的観点から、経営管理体制について提言を行っております。

③責任限定契約の内容

当社と社外取締役2名及び社外監査役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	11,500千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,200千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠、その妥当性等について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務についての報酬を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、当該方針に基づき、内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、当該方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めることとしております。

- ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役及び従業員が遵守すべき規範である行動針「ME10箇条」を徹底周知し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。
 - ・コンプライアンス体制の構築・維持は管理部門を統括する役員をコンプライアンス担当として任命し、会社の最優先経営課題の一つとして積極的に取り組む。
 - ・コンプライアンス担当は、取締役及び従業員の規程及び法令順守意識の向上とその運用の徹底を図るため、定期的にコンプライアンスに関する研修、テスト等を実施する。
 - ・取締役会規程をはじめとする社内規程、業務処理基準を制定、必要に応じて機動的に改定し、業務の標準化及び経営秩序の維持を図る。
 - ・役職員の職務執行の適正性を確保するため、社長直轄の内部監査人を任命し、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施する。また、内部監査人は必要に応じて監査役及び会計監査人と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、その他重要な意思決定に係る情報は、管理担当部門が法令及び文書管理規程に基づき、所定の年数を保管・管理する。
 - ・管理担当部門は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して速やかに対応する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社の業務執行に係るリスクに関して、各部門におけるそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理担当者が全社のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ・BCP（事業継続計画）を定め、必要に応じて改定することにより、当社の経営に重大な影響を与える危機が発生した場合には、危機対策本部を速やかに設置し、損失を最小限に抑えると共に早期の復旧に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的な意思決定を行うため、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、適時適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・職務執行に関する権限及び責任は、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等において

- 明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ・業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき定性的・定量的な目標を明確化し、更に各部門の業績への責任を明確化すると共に、業務効率の向上を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。
 - ・当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委託されたものとし、取締役の指示命令は受けないものとする。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。
 - ・取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは直ちに監査役に報告する。
- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、随時意見交換及び監査状況を確認できる体制・環境を構築する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制を有効に機能させるべく、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑨ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況
- ・反社会的勢力の排除を実践するため、反社会的勢力排除規程を制定し、その中でいかなる要求に対しても組織として毅然とした態度で対応することを徹底し、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。
 - ・上記の実現に向け、コンプライアンス教育などの機会を設け、定期的にその内容の周知徹底を図る。
 - ・警察、顧問弁護士及び特暴連等の外部の専門機関からの情報収集を行い、社内で情報を共有し、更に、外部調査機関における情報収集により、新規取引先の事前チェックを行うと共に、取引先とは反社会的勢力であることが判明した場合には契約解除する旨の条項を入れた覚書を別途交わす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。取締役会は社外取締役2名を含む5名の取締役で構成されており、監査役会は1名の常勤監査役と2名の非常勤監査役で構成されており、監査役全員は社外監査役であります。

毎月開催される取締役会において、各業務を管掌する取締役から業務の執行状況が報告されており、社外取締役が、独立した立場から当社の経営への監督、関与ができる状況を構築するとともに、監査役が、独立した立場から当社の経営に関する監視ができる体制を整備しております。

また、常勤監査役は、当社取締役会のほか社内の重要会議に出席するとともに、取締役、従業員から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,181,744	流動負債	336,822
現金及び預金	739,830	買掛金	4,319
売掛金	103,251	1年内返済予定の長期借入金	50,004
商品	309,274	未払金	104,452
貯蔵品	2,208	未払費用	70,528
前払費用	20,556	未払法人税等	65,979
繰延税金資産	5,632	未払消費税等	35,817
その他	992	前受金	2,448
固定資産	119,320	預り金	3,272
有形固定資産	31,250	固定負債	81,663
建物	20,881	長期借入金	81,663
車両運搬具	4,527	負債合計	418,485
工具、器具及び備品	5,648	(純資産の部)	
土地	193	株主資本	882,580
無形固定資産	201	資本金	304,865
ソフトウェア	201	資本剰余金	284,505
投資その他の資産	87,867	資本準備金	284,505
投資有価証券	10,000	利益剰余金	293,210
出資金	20	利益準備金	1,600
長期前払費用	5,184	その他利益剰余金	291,610
繰延税金資産	81	繰越利益剰余金	291,610
敷金及び保証金	60,970		
その他	11,611	純資産合計	882,580
資産合計	1,301,065	負債・純資産合計	1,301,065

損 益 計 算 書

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,988,688
売 上 原 価	2,090,327
売 上 総 利 益	1,898,360
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,660,677
営 業 利 益	237,683
営 業 外 収 益	
為 替 差 益	731
自 販 機 収 入	1,401
そ の 他	532
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,503
上 場 関 連 費 用	9,855
支 払 補 償 費	1,013
そ の 他	468
経 常 利 益	227,508
税 引 前 当 期 純 利 益	227,508
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	89,488
法 人 税 等 調 整 額	1,280
当 期 純 利 益	136,739

株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本 合 計	
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成26年7月1日 残高	20,360	—	1,600	154,870	156,470	176,830	176,830
事業年度中の変動額							
新株の発行	284,505	284,505				569,010	569,010
当期純利益				136,739	136,739	136,739	136,739
事業年度中の変動額 合計	284,505	284,505	—	136,739	136,739	705,749	705,749
平成27年6月30日 残高	304,865	284,505	1,600	291,610	293,210	882,580	882,580

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

商 品……………個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

貯 蔵 品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……………移動平均方による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～23年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 3～10年

無 形 固 定 資 産……………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長 期 前 払 費 用……………定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないことから、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

39,481千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,534,500株

(2) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 20,000株

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 4,335千円

未払事業所税 1,167千円

その他 730千円

繰延税金資産小計 6,233千円

評価性引当額 △520千円

繰延税金資産合計 5,713千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、仕入拠点の拡大による設備投資や運転資金について、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に仕入拠点等の賃貸借契約によるものであり、賃貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金の全ては、1年以内に支払期日が到来するものであります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。これらは全て決算日後5年以内に返済期日が到来するものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性資金を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません((注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	739,830	739,830	—
(2) 売掛金	103,251	103,251	—
(3) 敷金及び保証金	60,970	58,300	△2,670
資産計	904,052	901,382	△2,670
(1) 買掛金	4,319	4,319	—
(2) 未払金	104,452	104,452	—
(3) 未払費用	70,528	70,528	—
(4) 未払法人税等	65,979	65,979	—
(5) 未払消費税等	35,817	35,817	—
(6) 預り金	3,272	3,272	—
(7) 長期借入金(※)	131,667	131,830	163
負債計	416,036	416,200	163

(※) (7) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローの合計額を、決算日現在の国債利率で割り引いて算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	10,000

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	739,830	—	—	—
売掛金	103,251	—	—	—
敷金及び保証金	—	—	60,970	—
合計	843,082	—	60,970	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	50,004	41,675	20,004	19,984	—
合計	50,004	41,675	20,004	19,984	—

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 348円23銭

1株当たり当期純利益 61円37銭

(注) 当社は、平成27年3月11日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

7. その他注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年 8月28日

株式会社マーケットエンタープライズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員

公認会計士

坂井 知倫

業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員

公認会計士

筆野 力

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マーケットエンタープライズの平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

I. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

1. 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
2. 各監査役は、監査役会が定めた監査計画に基づき、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書等を閲覧し、本社及び事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
3. 各監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

4. 各監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

II. 監査の結果

1. 事業報告等の監査結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び当該体制の運用状況についても指摘すべき事項はありません。

2. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年9月2日

株式会社マーケットエンタープライズ 監査役会

常 勤 監 査 役	山 崎	眞 樹	Ⓔ
監 査 役	伊 藤	英 佑	Ⓔ
監 査 役	大 井	哲 也	Ⓔ

(注) 監査役山崎眞樹、監査役伊藤英佑、監査役大井哲也は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

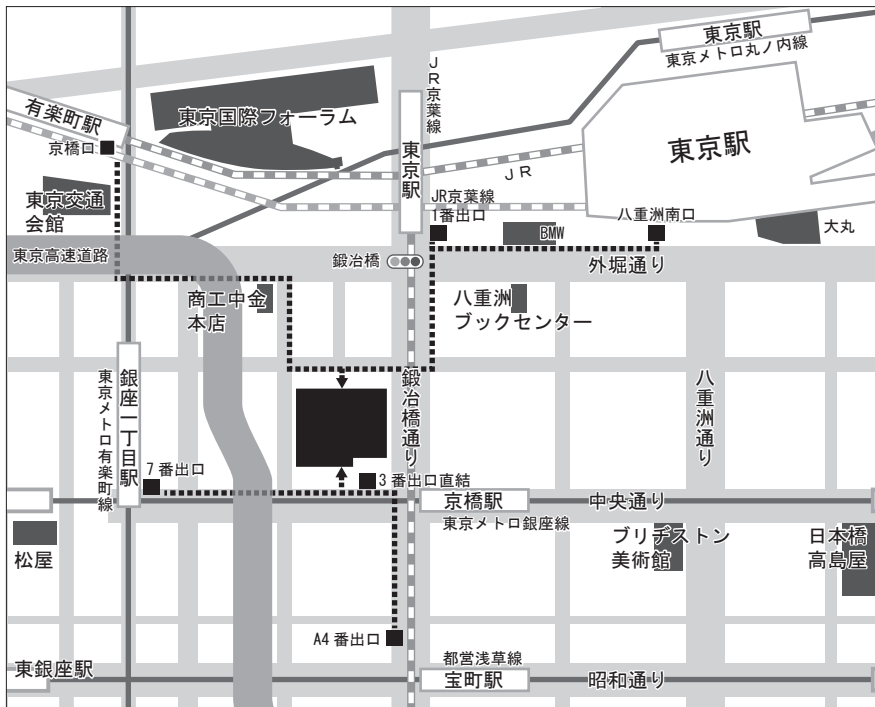
〈メモ欄〉

株主総会 会場ご案内図

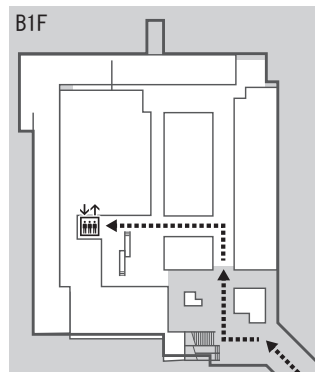
会場

東京スクエアガーデン 5階 東京コンベンションホール 中会議室 I

東京都中央区京橋三丁目1番1号

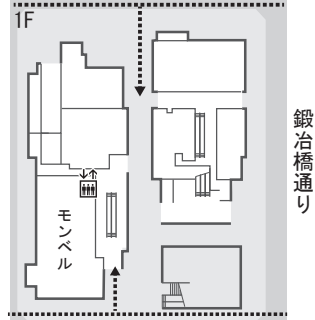


■ 入口詳細図



東京メトロ銀座線「京橋駅」3番出口直結

JR「有楽町駅」より JR「東京駅」より



東京メトロ有楽町線「銀座一丁目駅」より 中央通り 都営浅草線「宝町駅」より

■ 交通のご案内

東京メトロ銀座線
京橋駅3番出口直結

東京メトロ有楽町線
銀座一丁目駅
7番出口より徒歩2分

都営浅草線
宝町駅
A4番出口より徒歩2分

JR
東京駅
八重洲南口より徒歩6分
京葉線1番出口より徒歩4分

有楽町駅
京橋口より徒歩6分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

